

指定訪問看護サービス」重要事項説明書

「指定訪問看護サービス」重要事項説明書

1	事業者の概要	P	02
2	事業所の概要	P	02
	①事業の種類	P	02
	②事業の目的及び運営の方針	P	02
	③事業所の名称	P	02
	④事業所の所在地	P	02
	⑤事業所の職員体制	P	02
	⑥通常の事業の実施地域	P	02
	⑦営業日、及び営業時間	P	02
	⑧サービス提供に関する相談、苦情について相談窓口について	P	02
3	サービス提供の手順	P	03
4	提供するサービスの内容について	P	03
5	利用料金	P	05
6	利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方について	P	06
7	サービス提供担当者について	P	07
8	記録の保管について	P	07
9	利用者及びその家族に関する秘密の保持について	P	07
10	個人情報の保護について	P	08
11	事故発生時の対応	P	08
12	衛生管理等	P	08
13	業務継続計画の策定等について	P	08
14	重要事項の変更について	P	08

署名欄

1	事業者署名欄	P	09
2	ご利用者様ご署名欄	P	09

「指定訪問看護サービス」重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して上記サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1 事業者の概要

事業者名	営利法人 合同会社まる（H28年3月24日設立）
所在地	兵庫県川西市東多田1-7-26
連絡先	TEL 072-764-5194 FAX 072-764-5195
代表者	代表社員・尾崎直美 代表社員・桑代幸子
事業者の事業概要	介護保険の訪問看護事業、介護予防訪問看護事業、医療保険の訪問看護事業を運営

2 事業所の概要

① 事業の種類

指定訪問看護事業

② 事業の目的及び運営の方針

目的：適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

方針：利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図るものとする。

③ 事業所の名称

訪問看護ステーションまる（H28年6月1日開設） 指定事業所番号 2863190167

④ 事業所の所在地

兵庫県川西市東多田1-7-26

TEL 072-764-5194 FAX 072-764-5195

⑤ 事業所の職員体制

管理者氏名 尾崎 直美

看護師（常勤・非常勤） 2.5名以上（常勤換算・うち1名看護管理者兼務）

⑥ 通常の事業の実施地域 川西市、川辺郡猪名川町

⑦ 営業日、及び営業時間

営業日・時間＝月曜日～金曜日 午前 9：00～ 午後 5：00

休業日＝土・日・祝祭日・12／30～1／3

⑧ サービス提供に関する相談、苦情について

（1）苦情処理の体制及び手順

1、提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受付けるための窓口を設置。

【事業者の窓口】 TEL：072-764-5194 FAX：072-764-5195

苦情受け付け担当者 尾崎直美 又は 桑代幸子

苦情解決責任者 尾崎直美

・受付時間 月曜日～金曜日 午前 9：00～ 午後 5：00

(土・日・祝祭日・12/30～1/3を除く)

・相談方法 電話・面談・文書・FAX 等

2、相談及び苦情に円滑にかつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおり。

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は職員に事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況を職員とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者に必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(2) 事業所において処理し得ない内容についての行政窓口

【市町村（保険者）の窓口】

○川西市役所 介護保険事業担当課

所在地：川西市中央12番1号 連絡先：072-740-1149

受付時間：月曜日～金曜日

9:00～17:00（土日祝日及び12/29～1/3を除く）

○猪名川町役場 生活部保険課 連絡先 072-766-8701

所在地：川辺郡猪名川町上野字北畑11-1

受付時間：8:45～17:30（土日祝日及び12/29～1/3を除く）

【公的団体の窓口】

○兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

所在地：神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号

連絡先 078-332-5617

受付時間：8:45～17:15（土日祝日及び12/29～1/3を除く）

3 サービス提供の手順

サービス提供の依頼・ご相談→重要事項の説明・サービス提供の契約・状態把握→訪問計画書作成・同意と交付→主治医の指示・ケアプランに基づくサービスの提供→翌日初旬に明細書・前月分の引き落とし確認後の領収書お渡し。

4 提供するサービスの内容について

	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治医の指示・判断並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、同意を得て、援助の目標に応じた具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ① 訪問看護計画書に基づく訪問看護の実施 状態観察、療養生活指導、精神的支援、内服管理、リハビリ、医師の指示に基づく処置、サービス提供者間の連携など。 ② 報告書による主治医への定期的な報告 ③ 計画変更時や、必要時に担当者会議参加し情報交換・情報共有します。 ④ 緊急時等の対応について 訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は事前の打ち合わせに基づき御家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。 ⑤ 希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも行います。 ⑥ 緊急時訪問看護加算の算定に同意された利用者については、営業日・営業時間の他 24 時間常時電話などによる連絡相談が可能な体制をとり、必要に応じて緊急時訪問を行う。
---------	--

＊心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

＊居宅介護事業支援者との連携

- ・指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ・サービス提供の開始に際し、この重要事項に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者速やかに送付します。
- ・サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者速やかに送付します。

＊虐待防止

本事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者（管理者 尾崎直美）を選定しています。
- ・虐待防止の為の指針の整備をしています。
- ・虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ・研修（1回/年以上）を実施し、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めています。
- ・居宅サービス計画の適切な支援の実施に努めます。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告します。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

＊電気、ガス又は水道等の無償使用

- ・看護職員が、訪問看護の提供のために電気、ガス又は水道を使用する必要がある時は無償で使用させていただきます。
- ・看護職員が、訪問看護の提供に関して事業所等に連絡する必要がある時は、無償で電話を使用させていただきます。

＊. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為の緊急的にやむを得ない場合を除く）
- ・その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 利用料金（看護師）＊准看護師は、訪問看護費の90%

サービスに要する時間	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
サービス利用料金（要介護）	3,140 円	4,710 円	8,230 円	11,280 円
サービス利用料金（介護予防）	3,030 円	4,510 円	7,940 円	10,900 円

利用料金（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）

サービスに要する時間 20 分/回 (1 日 2 回を越えた場合 1 回に付 100 分の 50 相当の単位数算定)	20 分
サービス利用料金（要介護）	2,940 円
サービス利用料金（介護予防）	2,840 円

※利用者料金は 1 ヶ月の合計単位数により計算されますので 1・2 円の誤差が生じることがあります。

加 算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等
緊 急 時 訪 問 看 護 加 算 I	6,000 円	1～3 割	1 月に 1 回（限度額外）
特 別 管 理 加 算 I	5,000 円	1～3 割	1 月に 1 回（限度額外）
特 別 管 理 加 算 II	2,500 円	1～3 割	1 月に 1 回（限度額外）
早 朝 の 訪 問 看 護	25/100%	1～3 割	6：00～8：00
夜 間 の 訪 問 看 護	25/100%	1～3 割	18：00～22：00
深 夜 の 訪 問 看 護	50/100%	1～3 割	22：00～6：00

※ 早朝・夜間・深夜加算は緊急訪問が月 2 回以降の場合に加算

複 数 名 訪 問 看 護 加 算 （ I ）	2,540 円	1～3 割	1 回当たり（30 分未満）
	4,020 円	1～3 割	1 回当たり（30 分以上）

複数名訪問看護加算（Ⅱ）	2,010 円	1～3割	1回当たり（30分未満）
	3,170 円	1～3割	1回当たり（30分以上）
長時間訪問看護加算（特別管理加算対象者）	3,000 円	1～3割	90分以上の訪問
長時間訪問看護加算（特別管理加算非対象者）	3,000 円	10割	30分毎に
初回加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	（Ⅰ）3,500 円 （Ⅱ）3,000 円	1～3割	サービス開始時1回（退院日はⅠ） 2カ月間なくサービス利用がない方 要介護⇔要支援への変更
退院時共同指導加算	6,000 円	1～3割	入院・入所中に利用者又は家族に対し療養上の指導を行った場合
看護介護職員連携強化加算	2,500 円	1～3割	1月に1回
看護体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	5,500 円 2,000 円	1～3割	充実したサービス提供体制の事業所に対する評価
介護予防看護体制強化加算	1,000 円	1～3割	
ターミナルケア加算	25,000 円	1～3割	死亡月に1回
エンゼルケア	20,000 円	20,000 円	保険適応外

※地域区分により全ての金額に1.07倍で算定した金額の請求となります。

自己負担額は負担割合により変わります。

※訪問地域（川西市・川辺郡猪名川町）以外は交通費実費額（1回300円）が必要です。

※介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等ある場合には、一旦利用料は

全額負担となり、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。（償還払い）

※法改正等による加算にかかる利用料等の変更が生じた場合は、別途ご案内致します。

※介護保険適応外については、介護保険利用料（10割）相当の料金となります。

6 利用料、利用者負担額（介護保険適用の場合）その他の費用請求及び支払い方について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	・利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ・上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日以降までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	・下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ・利用者指定口座からの自動振替 ・事業者指定口座への振込み ・お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※利用者が法定代理受領サービスを利用できないことにより償還払いとなる場合には、いったん利用料を全額自己負担して頂くことになります。その際にはサービス提供

証明書を発行致します。

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※利用者からの解約は、1週間以上の予告期間を持って通知すれば、自由に解約できます。この場合には、解約料を徴収いたしません。また利用者が入院した場合、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、即時に解約することができます。事業所からの解約は、やむを得ない場合のみとします（上記に記した未払いや、事業の廃止や縮小によりサービス提供が困難になった場合など）。

※サービス利用前の中止の申し出料金（キャンセル料）

前々日以前 無料

前日 サービス利用料1日 5,000円（当日の50%）

当日 サービス利用料1日 10,000円を原則として頂きます。

ただし、急病等のやむを得ない理由の場合にはキャンセル料は発生しません。

※訪問看護をご利用については、主治医による指示に基づきサービス提供を行う為、訪問看護指示書が必要となります。訪問看護指示書は本人又は家族から主治医へ依頼されることが望ましいのですが、訪問看護の利用について主治医が同意している場合や、診察日の関係、医療機関が遠方である場合などはステーションから主治医に指示書を依頼する事も可能です。指示書発行時、医療機関から手数料の請求があります。発行医療機関にてお支払い願います。

7 サービス提供担当者について

①当ステーションは、チームナースング制をとっています。その中で全般を担当する看護師を位置づけております。担当する看護職員は、利用者のご希望をできる限り尊重して調整を行いますのでご相談ください。当事業所の人員体制などにより、ご希望に沿えない場合がありますことも予めご了承ください。その他 看護職員は、身分証明書を携行し初回訪問及び利用者またはその家族から、求められた時は提示します（身分証遂行義務）。

②看護職員に対する暴言や暴力行為があり、改善困難と判断した場合はサービスを中止させて頂くこともあります。

③看護職員は介護保険上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（洗濯や掃除など）をすることは出来ませんのでご了承ください。

8 記録の保管について

個別サービス提供の記録については、サービスを完結した日から5年間保管。

記録の閲覧、及び実費を支払っての写しの交付を、本人及び家族に限りいたします。

9 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守り、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

- ## 10 個人情報保護について

- ## 11 事故発生時の対応

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

公益財団法人 日本訪問看護財団

12 衛生管理等

- 13 業務継続計画の策定等について

- ## 14 重要事項の変更について

8

署名欄

事業所は、訪問看護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日 場所 時間 :

法人名 営利法人合同会社まる

代表者名 代表社員 尾崎 直美 印

事業所名 訪問看護ステーションまる

所在地 兵庫県川西市東多田1丁目7番26号

説明者名 _____ 印

ご利用者様ご著名欄

私は、事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意をし、重要事項説明書の交付を受けました。

年 月 日 場所 時間 :

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 (署名代理人を選定した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

立会人 (家族等が立ち会う場合)

住 所 _____

氏 名 _____ 印